

(別添)

応募者の参加資格要件について（工事請負契約関係）

大仙市屋内遊び場施設整備事業公募型プロポーザル実施要領第4(1)に定める応募者の参加資格要件のうち、工事請負契約に関する規定の解釈について、市の考え方を以下に示しますので、ご留意くださるようお願いします。

1 工事請負契約に関する参加資格要件の概要

- ① 建設工事業務と工事監理業務は、同一の企業が担当することはできない。
- ② 設計業務と工事監理業務は、同一の企業が担当してもよいが、その場合、実施設計管理技術者は工事監理管理技術者を兼務することはできない。
- ③ 構成員には、大仙市内に本社を有する企業を2社以上入れることとし、設計業務と建設工事業務を担当する企業にそれぞれ少なくとも1社ずつ入れること。

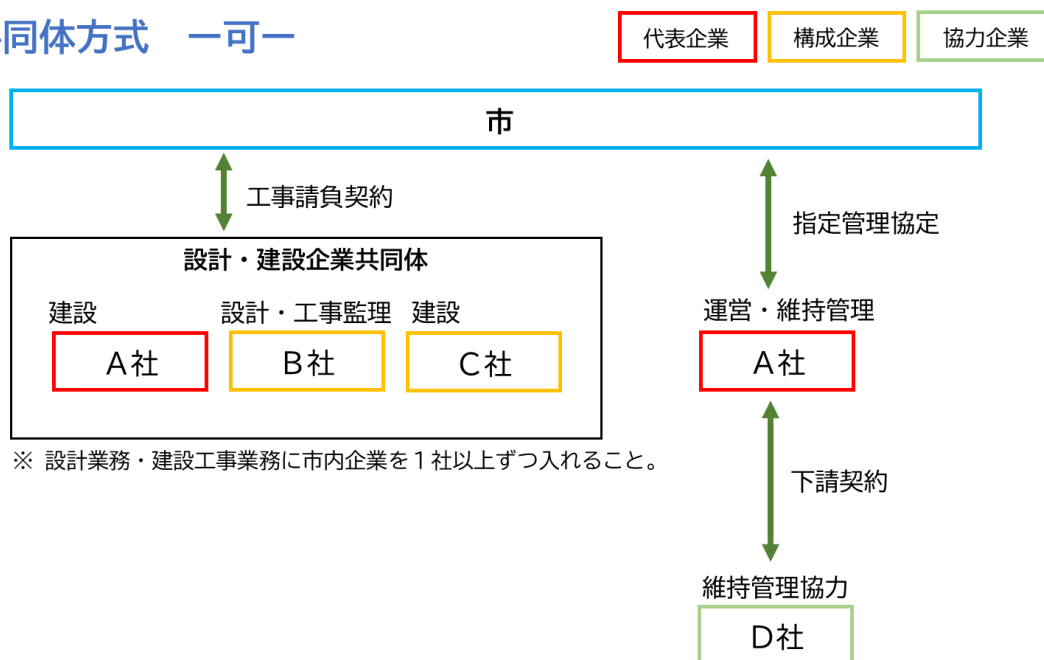
2 契約形態

(1) 設計・建設企業共同体（コンソーシアム）

市が発注する工事請負契約の受注者を、設計・建設企業共同体（いわゆるコンソーシアム）とし、例えば以下のスキーム①とするような場合は、これを認めることとします。

(スキーム①)

共同体方式 一可一



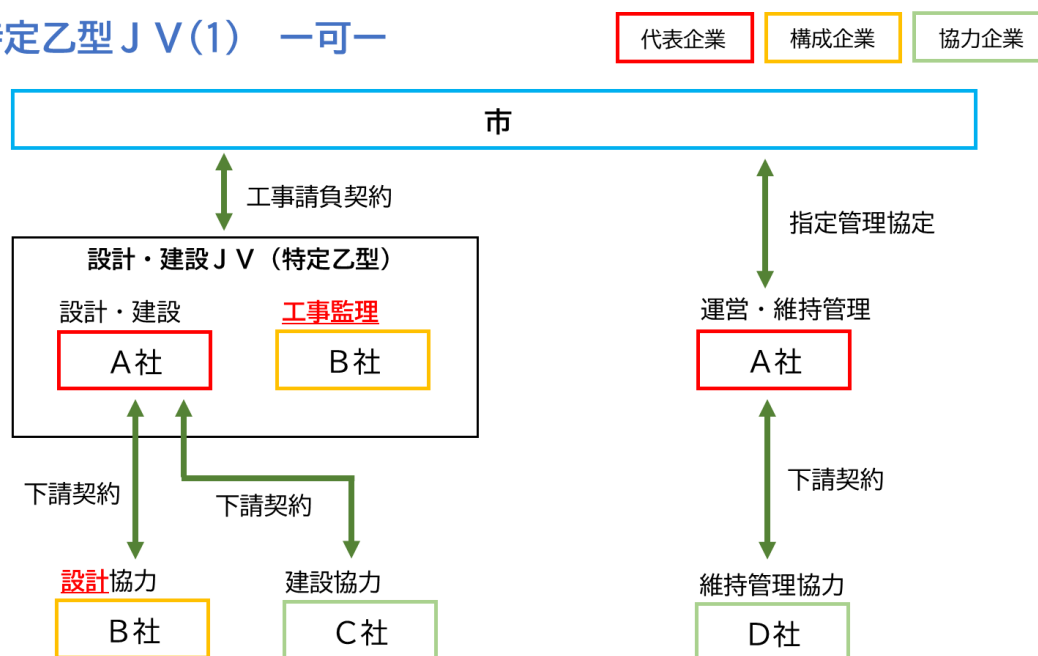
※ 実施設計管理技術者と工事監理管理技術者を異なる技術者とする場合は可とする。

(2) 設計・建設共同企業体（分担施工型 J V）

市が発注する工事請負契約の受注者を、設計・建設共同企業体（分担施工型、いわゆる乙型 J V）とし、例えば以下のスキーム②・③とするような場合は、これを認めることとします。

（スキーム②）

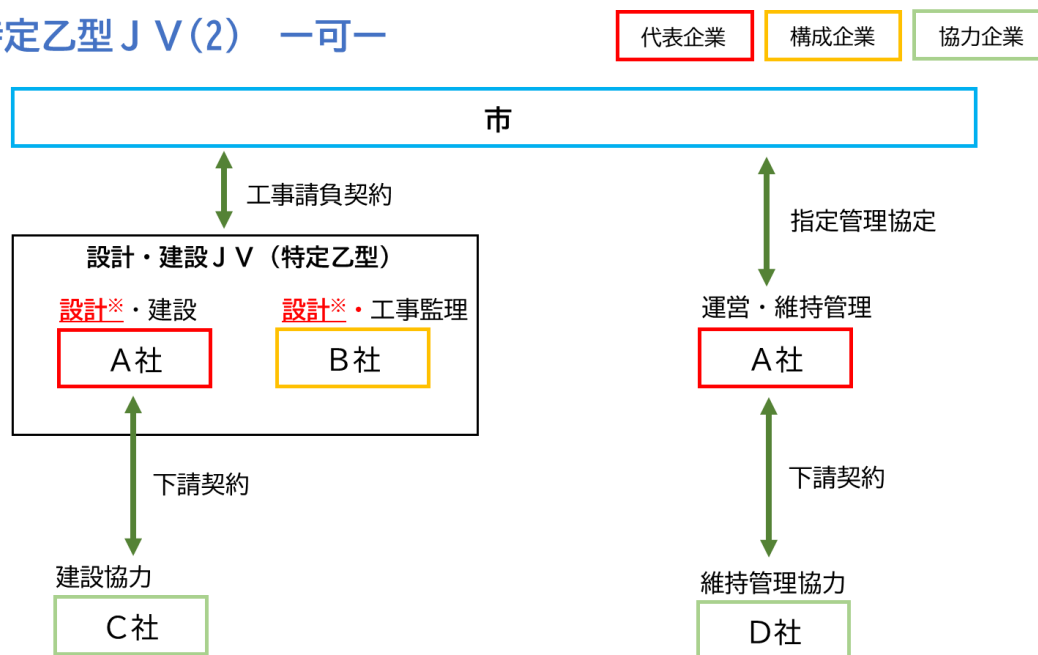
特定乙型 J V (1) 一可一



※ 設計業務・建設工事業務に市内企業を 1 社以上ずつ入れること。

（スキーム③）

特定乙型 J V (2) 一可一



設計業務・建設工事業務に市内企業を 1 社以上ずつ入れること。

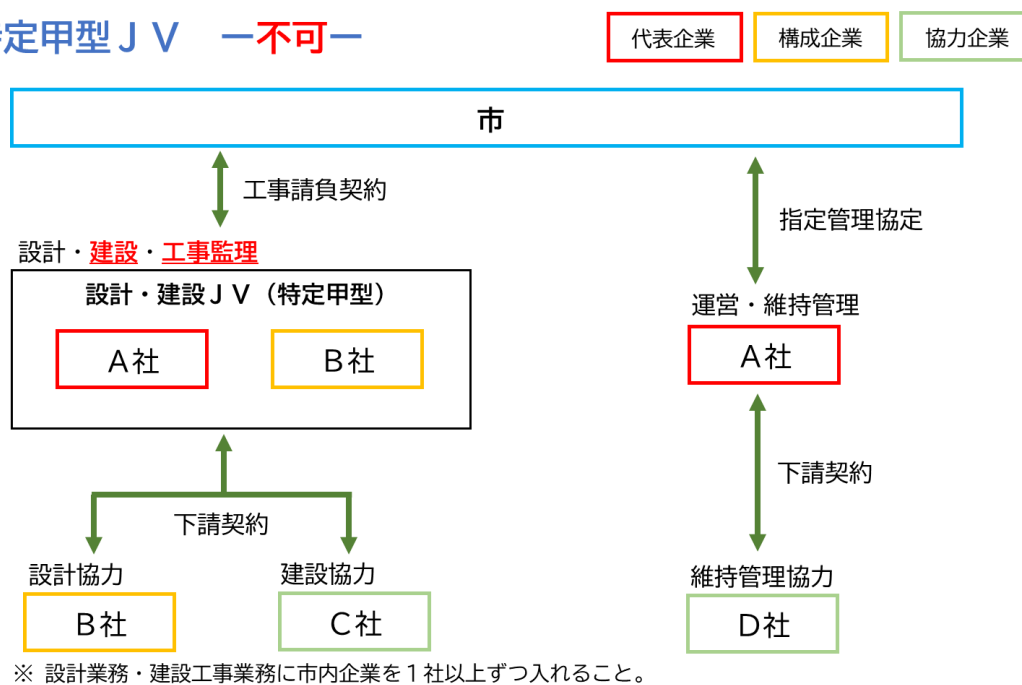
※¹ 実施設計管理技術者と工事監理管理技術者を異なる技術者とし、かつ設計業務の分担が明確である場合は可とする。ただし、必要以上に業務を細分化することは認めない。

(3) 設計・建設共同企業体（共同施工型 J V）

市が発注する工事請負契約の受注者を、設計・建設共同企業体（共同施工型、いわゆる甲型 J V）とし、例えば以下のスキーム④とするような場合は、施工段階の品質確保を図る観点から、これを認めないこととします。

(スキーム④)

特定甲型 J V —不可—



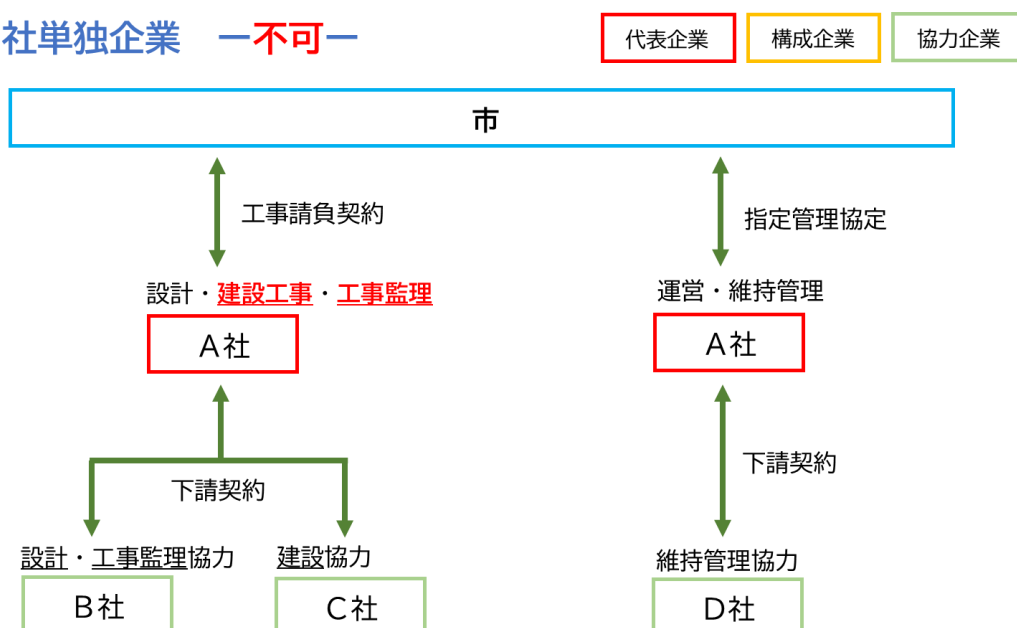
※ 設計業務・建設工事業務に市内企業を 1 社以上ずつ入れること。

(4) 単独企業

市が発注する工事請負契約の受注者を単独企業とし、例えば以下のスキーム⑤とするような場合は、施工段階の品質確保を図る観点から、これを認めないこととします。

(スキーム⑤)

1 社単独企業 —不可—



※ 設計業務・建設工事業務に市内企業を 1 社以上ずつ入れること。